



議会会議条例の一部改正の概要

－ わかりやすく町民が参画する議会を目指して －



- 1 改正の理由について
議会会議条例は、本会議、常任委員会等の会議を行うための手続きを定めた条例です。議会基本条例の改正に併せて、整合性を図るための一部改正を行いました。
- 2 改正の内容について
下記、6項目の視点で改正を行いました。

議会会議条例一部改正の区分別一覧

番号	区 分	改 正 条 項	内 容
1	既に実施していて、会議条例に盛り込むべき事項の追加等	第42・61・82・91・101条	意見交換・討議・討論の追加
2	会議規則と委員会条例を合体し整合性等が図られていない部分を調整	第2・10・23・25・26条	議会（本会議）と規定
		第64条第3項 旧第152～156条	準用規定の欠如していた条項を追加 本会議の規定を準用するよう圧縮（第152条第2項）（第153条第2項）
3	通年議会移行で、整理しきれなかった部分の調整	第18条	同一会期を同一本会議に修正
		第10・67条	会期中を削除
4	請願提出者の説明機会の確保	第83条	提出者の委員会への出席・説明機会の追加
5	常任委員等の指名	第124条	休会中も議長が指名できることとした
6	住民に「傍聴・参加」ではなく、「参画」を促す意識を持って変更	第134・135条	「傍聴」⇒「参画」

※上記以外の改正の多くは、「表現の変更・文言の整理等」の内容です。

会議条例は、全155条からなる条例のため、紙面の都合上、改正箇所を詳細にお伝えできませんが、町民の皆様に関連するところをお知らせします。

（参画者の討議への参加）

第136条 委員長は、所管事務調査等の充実を図るため、委員間討議の活性化に加え、参画者に討議への参加を積極的に促す。

【議会基本条例に「参画意欲を高める議会運営を行う」と規定し、会議条例で、委員会の議員間討議が終わった後に、参画者の意見を聴くこととしました。】

特集号発行にあたり…

今回の各条例の改正について、紙面では、詳細にお伝えすることは難しいと感じておりますが、今後とも、福島町の豊かなまちづくりのため、議会としてできる限り多くの情報をお伝えし、町民の皆様が、積極的に議会に参画していただき、更なる町民の負託に答える議会となるよう努力してまいります。